

以テ此際會ヲ認識セシムル意味ニ於テ飽々親交會臨時總會ノ決議ヲ密認セシムヘク遂進シタシト主張スル強硬論者及會社側ハ取引先ノ關係等ヨリ作業方法ノ改正ヲ必要トシ相當額ノ費用ヲ拔シ新管理法ヲ許画シタル如クナルヲ以テ會社案ニ對シ全面的ニ及本スルハ幾當ヲ少クノ嫌アルヲ以テ會社側ヨリ提案セル作業票ニ作業完了タメ押捺ヲ認メ其ノ交換条件トシテ作業傳票ノ職工、氏名及機械番號ヲ削除セシメニハ如何ト云フ意見アリタルカ種々協議ノ結果左記通り交渉事項ヲ決定午後七時三十分散會セリ

記

一 親交會ノ臨時總會ノ決議ニ基キ作業票ニタイムレコード
一=依ル時刻押捺止ヲ要求スルコト
一 會社側ニ於テ右ノ妥協案ニ就テ絶対讓歩ノ全地ナキ場合
八 會社ノ妥協案ヲ認メ其ノ交換条件トシテ作業票ヨリ職

(9) (10) 本月十三日午前十時ヨリ會社第一應接室ニ於テ交渉委員懇
川徳太郎以下七名ハ堀常務、伊藤製造部長ト會見
從業員側ヨリ

會社側、田答ニ付シ对業協議會ノ開催協議ノ結果作業票ニ
作業終了後記入スルトシテモ一ヶ月間ノ作業傳票ヲ総合スレ
ハ作業能率ヲ測定セラレ單價切下招來ノ虞アリトシ反対ス
ルコトニ決定シタルヲ以テ、タイムスタンプ押捺ヲ廢止セ
ラレタイント遂ベタルニ

會社側ハ重役會議ニ諮リ、後刻何分、田答スヘシト答へ午前
土時會見ヲ終リタリ

(10) 十三日午前十時四十五分堀常務ハ從業員側交渉委員横川徳
太郎以下七名ヲ會社第一應接室ニ招致シ重役會議、結果諸
君、希望ヲ密レ依業票ニ作業着手完了共タインスタンプ押